

特別徴収義務者様

令和4年5月

福岡県田川郡赤村長 道 廣 幸

令和4年度 村県民税の特別徴収について

村県民税の特別徴収につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度、貴殿を令和4年度村県民税の特別徴収義務者として指定し、同封の「令和4年度村県民税特別徴収税額の通知書」に基づき、特別徴収事務を行っていただくことになりましたので、その徴収及び納入につきまして、ご協力を賜りますようよろしくお願い致します。

※納入期日 翌月の10日まで

(但し、翌月の10日が金融機関の休日となる場合は、その翌日。)

※異動届日 翌月の10日まで

納入場所 (下記金融機関及び郵便局)
① 福岡銀行 本・支店
② 西日本シティ銀行 本・支店
③ 田川農業協同組合 本・支所
④ 九州内(沖縄県を除く)のゆうちょ銀行及び郵便局

特別徴収事務についての連絡先

赤村役場

住民課 税務係

〒824-0432

福岡県田川郡赤村大字内田1188番地

電話 (0947) 62-3000 (代表)

(1) 特別徴収制度の概要

1. 特別徴収について

毎年1月末日を提出期限として給与支払者から提出していただいた給与支払報告書をもとにして、その年の村県民税を決定し、所得税の源泉徴収と同様に12分の1の割(月割額)を6月から翌年の5月まで毎月の給与から差引き、その税額を翌月の10日までに村に納入していただくことになっています。

なお、税額が少額のため一度に納入希望があれば一回目に全額納入されても結構です。

2. 特別徴収義務者

上記1の給与所得者の税額を徴収し、かつ、納入する者をいい、4月1日現在で給料の支払いをしている所得税の源泉徴収義務者は、この特別徴収義務者として、給与所得者である納税義務者の村県民税を特別徴収しなければならないことになっています。

3. 特別徴収の方法によって徴収される納税義務者は、4月1日現在で給与の支払いを受けている者です。

4. 特別徴収税額の納入義務

特別徴収義務者として指定を受け、特別徴収税額の通知を受けた人は、この特別徴収税額を徴収し、かつ納入する義務を、法律上課されることになっています。したがって、特別徴収義務者としての指定は、任意に取消しや拒否することはできないものであり、また、この徴収して納入すべき特別徴収した税額を納入しなかった場合には、脱税の罪に附されることとなります。

(2) 取扱い要領

1. 月割額の徴収方法

同封の「村県民税特別徴収税額通知書」に各納税義務者の月割額(合計額の12分の1)を算出していますので、各自の月割額を6月から翌年5月まで、毎月各納税義務者に支払われる給与のうちから徴収してください。

2. 月割額の納入およびその納入期限

徴収された月割額は、別紙納入書によって、取り扱い金融機関にその徴収すべき月の翌月の10日までに納入してください。なお、納期限が休日に該当するときは、その翌日が納期限となります。

例えば、6月に徴収された月割額は7月10日(10日が日曜日の場合は、11日の月曜日になります。)までに納入していただくこととなります。退職者の退職所得に係る分離課税分がある場合には退職の欄に記入し裏面にその内容を記入してください。

①福岡銀行 本・支店 ②西日本シティ銀行 本・支店 ③田川農業協同組合 本・支所 ④九州内(沖縄県を除く)のゆうちょ銀行及び郵便局

4. 納入期限後に納入金を納入される場合の取扱い

① 延滞金

徴収して納入すべき特別徴収税額(納入金)を納入期限後に納入される場合は、その納入期限の翌日から、納入の日までの期間の日数に応じ、本村の条例で定める割合により、延滞金を加算して納入してください。(詳しくは、税務係にお問い合わせ下さい。)

② 督促手数料

納入金を納入期限内に納入されない場合は、督促状を發しますが、この督促状を受けられたときは、督促手数料80円を加算して納入してください。

5. 給与所得以外の所得にかかる所得割額の普通徴収への繰入れ

納税義務者のうち、配当所得、不動産所得、事業所得などの給与所得以外の所得がある人については、その給与所得以外の所得にかかる所得割額も加算して特別徴収税額を通知しています。納税義務者がこの給与所得以外の所得にかかる所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法によって徴収されたい旨を申し出た場合には、その旨を遅くとも6月30日までに申し出てください。

この申し出は、口頭・電話・文書などの適宜の方法によって申し出てください。

6. 特別徴収税額に変更があった場合の徴収

特別徴収税額を通知した後に税額に誤りがある場合、その他これを変更する必要がある場合には、別途「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、その変更通知書を受けられた後の納入金については、その変更通知書に記載されている月割額によって徴収し、納入してください。

7. 納税義務者が転勤・退職等により異動した場合

納税義務者が転勤、退職、死亡、無給月給、無給の長期欠勤などの事由によって異動したため、その納税義務者に給与の支払いをされなかった場合には、その異動のあった月まで月割額を徴収して納入し、その異動の事由を、この綴りにある異動届書によって、遅くともその異動のあった月の翌月の10日までに届け出てください。

(3) 特別徴収税額の一括徴収

※ 必ず一括徴収してください

「納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までに退職等によって給与の支払いを受けないこととなった場合で、その納税義務者に対して翌年の5月31日までの間に支払われる予定の給与又は退職手当等が退職した翌月以降に徴収されるべき月割額に相当する金額を超えるときは、未納分の月割額の全額をその給与又は退職手当等から本人の申し出に基づくことなく一括徴収しなければならない。(地方税法第321条の5第2項)」という規定があり、翌年の1月1日以降に退職した場合にはそれ以後の未徴収の月割額について、その全額を退職の際に支払われる給与などから必ず一括して徴収してください。

※ 次の場合も一括徴収をお願いします

納税義務者が6月1日から12月31日までに退職した場合、その以後の未徴収の月割額について納税義務者から給与支払者に申し出があったときには、未納分の月割額の全額を退職の際に支払われる給与などから一括して徴収することができる規定がありますので、この制度を有効に利用されますようお願いいたします。一括徴収されなかった場合には、当村から納税通知書を直接退職された人に送付し、退職者自身で納付していただくことになります。そのため退職される人にとっては、一括徴収をするほうが負担が少なくなることがありますので、ぜひ一括して徴収されますようお願いいたします。

◎ 異動届の提出についてのお願い

1. 異動届は、異動発生後できるだけ早く（遅くとも翌月の10日までに）提出してください。
2. 異動の届出をしなかったり、提出が遅れたりした場合、異動した納税義務者はもとより、ほかの納税義務者までご迷惑がかかることがあります。
3. 異動届出書がなくなりましたら、ご連絡ください。

連絡先 〒 824-0432 福岡県田川郡赤村大字内田1188番地

赤村役場 住民課 税務係 (Tel.0947-62-3000)

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届書

				※ 処理欄	
赤村長 殿 令和 年 月 日 提出		給与支払者 特別徴収義務者	氏名 または名称	特別徴収義務所 指定番号	
			所在地		

給与所得者			ア 特別徴収税額 (年税額)	イ 徴収済額	ウ 未徴収税額 (ア-イ)	異動 年月日	異動 事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職時までの 給与支払額
受給者番号 (整理番号)	氏名								
給与の支払を受けな くなった後の住所			円	月から 月まで	円	.	1.退職 2.転職 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.その他	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (理由)	円
新しい勤務先の名称 及び所在地				円					控除社会 保険料額
									円

◎「未徴収税額」を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。(1月～5月の退職分は必ず一括徴収してください。)

一括徴収の理由	徴収予定			※ 記入欄
	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	
1. 異動が令和 年12月31日までで、 申出があったため(月 日申出)			円	
2. 異動が令和 年1月1日以後で、特 別徴収の継続の希望がないため	.	円		
	.	円		
異動者印	.	円		

給与所得者異動届記載要領

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払いを受けなくなった者がある場合に4月15日までに村長に提出してください。

2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払いを受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払いを受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払いを受けなくなった者の村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき村長に対する届出書は、その村長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3. 「受給者番号（整理番号）」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号（整理番号）を記載してください。

4. 「給与の支払いを受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払いを受けなくなった当時の住所を記載してください。

5. 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。

- (1) 給与の支払いを受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。
- (2) 退職後令和5年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。
- (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「(理由)」欄に記載してください。(注 次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務地において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)
 - ① 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。
 - ② 令和5年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。
 - ③ 死亡による退職であるため。

6. 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払いを受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までには支払いの確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、退職時までには給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

7. 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

8. 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額（退職者の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額）を記載してください。

9. ※印の欄は、記載しないでください。

特別徴収義務者所在地・名称変更届

◎ 変更があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 年 月 日提出 赤村長 殿	特別徴収義務者 給与支払者	所在地		法人番号		
				特別徴収義務者 指定番号		
		名称		連絡者	所属	
		代表者の 氏名			氏名	
				電話	() - 番	

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所在地	(〒)	(〒)
フリガナ		
名 称		
電 話	() - 番	() - 番
備 考		変更年月日 令和 年 月 日

【ご注意】 所在地、名称には誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。

